「船橋市自立支援協議会設置運営要綱」の一部改正について

**資料8-1**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）等の一部を改正する法律が令和６年４月１日に施行されました。

障害者総合支援法では、協議会において共有する情報として「支援体制の検討に関する情報共有」のみが規定されていましたが、今回、「地域における障害者等への適切な支援に関する情報」が追加されました。

これに伴い、船橋市自立支援協議会要綱の第１条に規定する、協議会で共有する情報を以下のとおり変更しました。

改正前

地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有

改正後

地域における障害者等への**適切な支援に関する情報**及び支援体制に関する課題についての情報を共有

○関係する改正法令　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３第１項

船橋市自立支援協議会における影響

これまで地域移行・福祉サービス部会で地域生活支援拠点システムでの困難事例の報告を受けていましたが、今後はさらに、相談支援事業所などにおける困難事例の共有を受け、内容の検討を行います。